

**令和 7 年度静岡県食文化資源を活用したインバウンド誘客
企画運営業務委託 仕様書**

1 委託業務の名称

令和 7 年度静岡県食文化資源を活用したインバウンド誘客企画運営業務

2 委託業務の目的

和食展しずおかの開催を契機に、清水港に寄港するクルーズ船に乗船した外国人を対象として、静岡が誇る食文化の魅力発信・理解促進及び、和食展しずおかへのインバウンド誘客を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

4 委託業務概要

(1). PR ブースの運営・設営

ア 概要

期間	和食展しずおかの開催期間（令和 7 年 10 月 11 日～12 月 14 日）中、クルーズ船が清水港に寄港する 13 日間（※受事業者には後日、クルーズ寄港日についてお知らせします。） 時間帯は、午前 8 時～午後 4 時 30 分頃を目安とする。
場所	清水港日の出ふ頭
スタッフ	最低 2 名 （うち、1 名はクルーズ客に対して短時間で効果的に対応可能な語学力（TOEIC700 点以上が望ましい。）を持つ人員を配置すること。）
内容	・和食展しずおかの広報・誘客及び静岡の食文化について広報（サイネージを用意した上で動画放映やチラシの配布等）。 ・外国人からの質疑応答への対応。 ・クルーズ客が乗降するタイミング（朝方や昼過ぎのツアー帰り）に、集中的な PR を実施。

イ 清水港日の出ふ頭の使用について

- ・ PR ブースの設置に当たっては、当該区域の管理者に許可を取ること。また、使用料が発生する場合は、受託者の負担とする。

ウ 運営体制の確保について

- ・ 上記の PR ブースを運営するにあたり、必要なスタッフを確保すること。
- ・ スタッフの人件費、交通費、駐車料金、資材の準備費用等、本業務で発生する費用は、全て受託者の負担とすること。
- ・ スタッフの交通手段や駐車場については、受託者が調整すること。

エ その他

- ・ 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告すること。
- ・ P Rブースの運営・設営に当たり、摘要される法律を遵守し、関係機関へ諸手続を行うこと。

(2). 和食イベントの開催

ア 概要

期間		和食展しずおかの開催期間（令和7年10月11日～12月14日）中でクルーズ船が清水港に寄港する日
場所※2		清水港近隣の会場（清水マリニビルやフェルケール博物館等）
内容	イベント	・ 当日受付可能かつ静岡の食文化を感じることができるイベントをクルーズ船が清水港に寄港する日程（※受事業者には後日、クルーズ寄港日についてお知らせします。）で、全4種以上実施することとし、うちイベント2種は、「公益社団法人静岡県茶手揉保存会と連携した手揉み製茶の実演（8回程度）」、「SPAC（1回程度）」に係るイベントを計画すること。残り2種以上のイベント内容と回数については、各事業者の提案とする。 ・ インバウンド対応として、通訳可能なスタッフを配置し、イベント概要が分かるパネルを設置すること。
	効果検証	イベント参加者にアンケートを実施し、回答者の属性（居住地域、日帰りか宿泊かの確認）やイベントの満足度等、可能な限り定量的なデータを取得の上、結果分析まで含めた効果検証を実施する。また、アンケートの実施方法や分析の手法について、具体的に提案すること。

イ 場所※2の選定について

- ・ 上記の実施内容が可能な場所を選定し、使用に当たっては管理者の許可を取ること。また、会場の使用料は受託者の負担とすること。
- ・ 上記の実施内容に必要な機材を確保すること。また、資材の準備費用は受託者の負担とすること。

ウ 運営体制の確保について

- ・ 上記のイベントを運営するにあたり、必要なスタッフを確保すること。
- ・ スタッフの人件費、交通費、駐車料金、資材の準備費用等、本業務で発生する費用は、全て受託者の負担とすること。
- ・ スタッフの交通手段や駐車場については、受託者が調整すること。
- ・ 参加者が負担すべき実費は委託費に含まないこととすること。

エ その他

- ・ 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告すること。
- ・ イベントの実施に当たり、摘要される法律を遵守し、関係機関へ諸手続を行うこと。

こと。

(3). 広報活動

ア 概要

期間		令和7年9月1日(月)から令和7年12月14日(日)まで
内容	広報	(2). で実施するイベントや和食展しずおかを多用な媒体(SNS、看板、ちらし等)を用いて、クルーズ船客に直接アプローチ可能な方法で広報を展開する。 (1). で実施するPRブースの他、クルーズ客の目に留まる場所(清水港日の出ふ頭等)で、漏れなく和食展しずおかの誘客に繋がるような広報を展開する。
	効果検証	KPIを意識し、定量的なデータを取得した上で、結果分析まで含めた効果検証を実施する。 また、アンケートの実施方法や分析の手法について、具体的に提案すること。

イ 場所の選定について

- ・ 上記の実施内容が可能な場所や広報手段を選定し、許可の取得が必要な場合には、管理者の許可を取得すること。また、使用料は受託者の負担とする。
- ・ 上記の実施内容に必要な機材を確保すること。また、資材費用は受託者の負担とする。

ウ 運営体制の確保について

- ・ 上記の広報活動を実施するにあたり、必要なスタッフを確保すること。
- ・ スタッフの人件費等は受託者の負担とすること。
- ・ スタッフの交通手段や駐車場については、受託者が調整すること。

エ その他

- ・ 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告すること。
- ・ 広報活動の実施に当たり、摘要される法律を遵守し、関係機関へ諸手続きを行うこと。
- ・ 広報の媒体(看板やのぼり等)については、事前に県に相談の上、決定すること。また、これらの設置に当たっては、管理者の許可を得ること。

5 全体共通事項

(1). 運営責任者の設置

委託者等との連絡体制を緊密に行うため、専属の担当者を置くこと。

(2). 関係者との調整

会場内の安全確保や、円滑な運営が図れるように業務を遂行するとともに、県やその他の関係団体と十分な調整を図ること。

(3). 著作権

- ・ 本業務の成果物の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属する。また、受託者は本県または本県が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しない。
- ・ 成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切の責任は受託者において処理するものとする。
- ・ 本業務で作成した成果物に係る著作権譲渡及び著作者人格権不行使に対する対価は、委託費に含まれる。
- ・ 本事業の履行にあたり、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないこと。また、本業務に含まれるその他の各権利者の権利処理は、受託者の責任において行うものとする。
- ・ 本人の承諾を得ることができない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(4). 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じるすべての情報を、委託者の許可無く他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料等について、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意すること。

6 成果物の提出

本委託業務終了後に、取組状況や写真撮影による全体の様子と効果検証結果を含めた報告書を作成し、提出すること。（任意様式）

7 留意事項

- ・ 本仕様書の内容については、事業の概要を示したものであり、詳細については、企画提案競技の結果に基づき、委託者と受託候補者による協議のうえ必要な変更を加えて、確定するものとする。
- ・ 本事業について情報発信を行おうとする場合は、「日本博 2.0」事業である旨を表記するとともに、「日本博 2.0」のロゴマークを掲載するものとする。また日本語以外の言語による情報発信を行おうとする場合は、「日本博 2.0」の表記について委託者の指示に従うものとする。